

令和2年5月28日

(一社)神奈川県警備業協会
会 員 各 位

(一社)神奈川県警備業協会
会 長 畠 山 操

新任・現任警備員教育における新型コロナウイルス感染予防対策について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、協会運営につきまして格別のご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症にあつては、緊急事態宣言が解除されましたが、完全に終息したものではありません。また、同感染症に対するワクチンも未だ開発されていないため、いつ感染が拡大してもおかしくない状況であります。

こうした情勢を踏まえ、当協会では、6月から予定しております新任、現任警備員教育の運用については以下のとおりと致しますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1 新任・現任警備員教育の実施について

(1) 6月以降の講習は、予定どおり実施いたします。

※ 今後、新型インフルエンザ対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言が発令された場合は、変更になる可能性があります。

(2) 三つの密を回避するため受講者数を制限いたします。

2 受講者の皆様へ

(1) 自身への感染を回避するとともに、他人に感染させないようにソーシャルディスタンスを保ち、マスク着用及び手洗いの励行を徹底してください。

(2) 講習前に発熱、だるさ、息苦しさなどの症状がある場合は、受講をできません。また、受講中に同症状が出た場合は、受講を辞退していただきます。

(3) 発熱や具合が悪く自宅待機の方、新型コロナウイルス感染症陽性の方との濃厚接触がある方、過去二週間内に政府から入国制限・入国後の観察期間を必要とされている国や地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある方は、受講できません。

(4) 高齢者、基礎疾患を有する方は、感染予防に特に注意してください。

3 警備業者の方へ

上記2について周知していただくとともに、受講者の方への感染予防の指導を確実に実施してください。